第二種製造事業承継届書について手引き

１　第二種製造者の地位を継承した者は、第二種製造事業承継届を提出する必要があります。

第二種製造者について事業譲渡、相続、合併又は分割（その事業の全部を承継させるものに限る）により、第二種製造者の地位を継承した者は、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければなりません。

なお、第一種製造者の地位を、遺贈、事業譲渡又は分割（第一種製造者が許可に係る事業所を承継させるものを除く）の方法により承継させることはできません（新規の製造許可申請が必要です。詳細は、担当者へお問い合わせください）。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第二種製造事業承継届書（様式第３の２） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| （事業譲渡による場合）事業の全部の譲り渡しがあった事実を証する書類 | 1 | （例）事業譲渡契約書　等 |
| （相続による場合）相続の事実を証する書類 | 1 | （例）除籍謄本、遺贈契約書、遺産分割協議書　等 |
| （合併による場合）合併の事実を証する書類 | 1 | （例）合併登記の写し、合併契約書の写し　等 |
| （分割による場合）分割の事実を証する書類 | 1 | （例）分割登記の写し、分割契約書の写し　等 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３の２（一般則第９条の２）（液石則第１０条の２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第二種製造事業承継届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　年 月 日 |
| 承継された第二種製造者の名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 承継された事業所所在地 | 〒　 |
| 承継後の名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。